平成２２年（フ）第７９号
千葉県柏市根戸431番地５　かしわ荘203号
債務者　保田　修孝
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８号
千葉県柏市名戸ヶ谷929―１　介護老人保健施設　回生の里、住民票上の住所千葉県柏市南高柳10番地４
債務者　北浦　靖弘
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９５号
千葉県松戸市松戸新田３番地の３ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ1007号
債務者　橋本　琴絵（旧姓石井）
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０１号
千葉県松戸市松戸491番地
債務者　澤村まち子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０５号
千葉県松戸市五香８丁目６番地の２　シティシャトレＣ―103号
債務者　島田　陽子（旧姓込山）
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１１号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番50号　コロニーＣ２
債務者　高橋　　嵩
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１４号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目１番16号
債務者　藤川　四郎
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２号
北九州市小倉北区黒住町３番13号　松崎マンション６号
債務者　羽島八重子
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８７号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目12番19―405号
債務者　浜野　純市
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県中間市長津２丁目19番22号
債務者　西原　陽子（旧姓馬渕）
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０９号
北九州市八幡西区陣原４丁目６番22号
債務者　樫山　一男
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１号
松江市美保関町下宇部尾572番地10
債務者　寺本　妙子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
山形県酒田市高見台２丁目３番地の13、前住所山形県酒田市若浜町10番19号若浜荘５号
債務者　五十嵐　晃
１　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第９号
名古屋市港区野跡５丁目２番１―503号　シティファミリー稲永
債務者　松岡由美子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４号
名古屋市中区丸の内１丁目６番14号　丸の内カジウラマンション303号
債務者　林　まさ子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９号
北海道滝川市東町７丁目202番地30　ｆｌａｔ202号室
債務者　袴田　圭一
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
北海道滝川市東町７丁目202番地30　ｆｌａｔ202号室
債務者　袴田　千晶
１　決定年月日時　平成22年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係